

★11月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

雇用調整助成金の特例措置が延長されます！

令和2年9月30日までの雇用調整助成金の特例措置および緊急対応期間が令和2年12月31日まで延長されます。

ポイント

- ・高助成率や、要件緩和などすべて引き続き延長
- ・特例期間、緊急対応期間いずれも12月末まで延長
- ・支給対象期間の末日の翌日から2か月以内が申請期限
※令和3年1月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断されます。

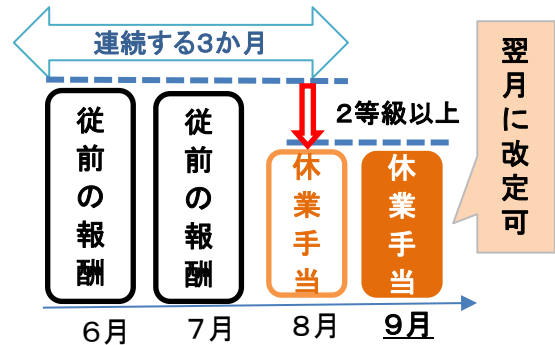
健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額特例改定が延長されます！

令和2年4月から12月までの間に、コロナの影響により休業した方で、報酬が著しく低下し一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の、特例改定を行える措置が講じられています。確認してみましょう！

①新たに休業により報酬が著しく低下した方

(次のすべてに該当)

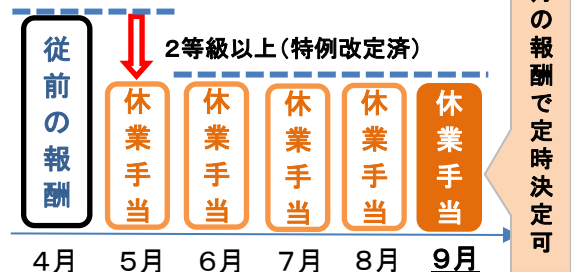
- コロナの影響による休業(時間単位を含む)で、令和2年8月から12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた
- 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった
- 改定内容に本人が書面により同意している



②4月又は5月に休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方

(次のすべてに該当)

- コロナの影響による休業(時間単位を含む)で、令和2年4月又は5月に報酬が著しく低下し、5月又は6月に特例改定を受けた
- 8月に支払われた報酬の総額が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い
- 改定内容に本人が書面により同意している



★令和2年11月の営業土曜日は以下のとおりです。

7日(土)	休
14日(土)	休
21日(土)	営業(税理・労務)
28日(土)	休

★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・
トキワビジネス協同組合
埼玉社会保険労務事務所
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231
FAX : 048 - 570 - 1929
URL : <http://www.terazei.com/>

